

第5章 譲渡の許可

第1 火薬類の譲渡の許可 (法第17条)

1	提出書類	省令様式第9「火薬類譲渡許可申請書」
2	申請時期	火薬類を譲渡しようとするときは、あらかじめ申請すること。
3	添付書類	ア 譲渡理由書 譲渡の相手方、相手方の火薬類保管場所、譲渡方法及び取扱者、その他公共の安全に必要な措置について記載すること。
4	申請手数料	1,200 円
5	許可基準	ア 原則として、許可期間の満了や工事完了による残火薬類の返品に伴うものであり、譲渡する相手方が火薬類製造業者又は販売業者であること。 イ 譲渡期間が1年以内で、かつ譲渡に必要であると認められる期間であること。
6	許可証	ア 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第11「火薬類譲渡許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。 イ 譲渡許可証の交付を受け、譲渡行為が完了した場合は、火薬・高圧ガス保安係へ譲渡許可証を返納すること。 ウ 譲渡許可証の記載事項（住所、氏名又は名称及び職業に限る。）に変更が生じた場合は、省令様式第12「火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書」に譲渡許可証を添付し、予防課へ提出し、譲渡許可証の書換えを受けること。 ※譲渡許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及び数量、目的、期間に変更が生じた場合は、改めて譲渡許可申請が必要となる。 エ 譲渡許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第13「火薬類譲渡（譲受）許可証再交付申請書」を予防課へ提出し、譲渡許可証の再交付を受けること。この場合、申請の理由が汚損の場合は、申請書に汚損した譲渡許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに予防課へ提出すること。
7	その他	法第50条の2の規定により、猟銃用火薬類等（銃刀法剣類所持等取締法に規定するけん銃又は猟銃に使用される実包及び無煙火薬、また、けん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用される空包、銃用雷管及び黒色用猟用火薬をいう。）の、譲渡、譲受、輸入及び消費の許可の申請については、埼玉県公安委員会が申請等の窓口となる。